

和歌山市風致地区内における建築等の規制に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条第1項及び風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年政令第317号）第2条の規定に基づき、風致地区内における建築等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可を要する行為)

第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。当該許可を受けた行為を変更しようとする場合も同様とする。

(1) 床面積（改築又は増築にあつては、当該改築又は増築に係る部分の床面積）が10平方メートル又は高さ（増築にあつては、当該増築後の高さ）が8メートルを超える建築物の新築、改築又は増築

(2) 床面積が10平方メートルを越える建築物の移転

(3) 建築物以外の工作物（以下この号、次項及び第5条第3項において単に「工作物」という。）（次に掲げる工作物を除く。）の新築、改築、増築又は移転

ア 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物

イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で、地下に設けるもの

ウ 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台

エ アからウまでに掲げる工作物以外の工作物で、新築、改築、増築又は移転に係る部分の高さが1.5メートルを超えない工作物

(4) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）（屋根、壁面、煙突、門、へい、橋、鉄塔その他これらに類するものに限る。）の色彩の変更

(5) 面積が10平方メートルを超え、又は高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土若しくは盛土を伴う宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。）又は土石の類の採取

(6) 面積が10平方メートルを超える水面の埋立て又は干拓

(7) 木竹の伐採（次に掲げる木竹の伐採を除く。）

ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

エ 仮植えた木竹の伐採

オ 建築物等の新築、改築、増築若しくは移転又は色彩の変更、宅地の造成等、土石の類の採取並びに水面の埋立て及び干拓（これらの行為のうち、この項の許可を受けることを要しないものに限る。）並びに次項各号及び次条各号に掲げる行為のために必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

(8) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）の堆積

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについて

は、同項の許可を受けることを要しない。

- (1) 都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業の施行として行う行為
 - (2) 国、和歌山県若しくは本市（次項において「国等」という。）又は都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設を管理することとなる者が同条第5項に規定する都市施設又は同条第7項に規定する市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
 - (3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - (4) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - (5) 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - ア 前項第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる行為
 - イ 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系（その支持物を含む。）その他これらに類する工作物及び前項第3号アからエまでに掲げる工作物を除く。）の新築、改築、増築又は移転
 - ウ 高さが5メートルを超える木竹の伐採
 - (6) 高さが15メートルを超えない認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。次条第25号において同じ。）又は有線電気通信設備（有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第2条第2項に規定する有線電気通信設備をいう。以下この号において同じ。）を用いて行われるラジオ放送（放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項ただし書に規定するラジオ放送をいう。以下この号において同じ。）の業務（共同聴取業務（放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第142条第1号ロに規定する共同聴取業務をいう。）に限る。）の用に供する線路又は空中線系（それらの支持物を含む。以下同じ。）の改築、増築又は移転（有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務の用に供する線路又は空中線系にあっては、新築、改築、増築又は移転）
 - (7) 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - ア 前項第1号、第2号又は第6号に掲げる行為
 - イ 用排水施設（幅員が2メートルを超えない用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置
 - ウ 面積が10平方メートルを超える宅地の造成又は土地の開墾（高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴うものに限る。）
 - エ 森林における木竹の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。）
- 3 国等の機関が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

（適用除外）

第3条 次に掲げる行為については、前条第1項の許可を受け、又は同条第3項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

- (1) 高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する道路をいう。以下同じ。）若しくは自動車専用道路（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第1項又は第2項の規定による指定を受けた道路をいう。以下同じ。）の新設

- 若しくは改築（これらの道路とこれらの道路以外の道路（一般自動車道（道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道をいう。以下同じ。）を除く。）とを連絡する施設の新設及び改築を除く。）、災害復旧若しくは管理又は道路法第2条第1項に規定する道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、災害復旧若しくは管理に係る行為
- (2) 一般自動車道及び専用自動車道（道路運送法第2条第8項に規定する専用自動車道をいい、鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）の用に供するものに限る。）の新設若しくは改築（これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）とを連絡する施設の新設及び改築を除く。）、災害復旧又は管理に係る行為
 - (3) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第6項に規定するバスターミナルの設置又は管理に係る行為
 - (4) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項に規定する準用河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
 - (5) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第1号に掲げる業務若しくは同項第2号若しくは第3号に掲げる業務（水資源開発施設に係る部分に限る。）又は同法附則第4条第1項各号に掲げる業務に係る行為（前号に掲げるものを除く。）
 - (6) 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防工事の施行又は同条に規定する砂防設備の管理（同法第3条又は第3条の2において同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為
 - (7) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第4項に規定する地すべり防止工事の施行に係る行為
 - (8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
 - (9) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項に規定する地域森林計画に定められた林道の開設、改良又は管理に係る行為
 - (10) 森林法第41条第3項に規定する保安施設事業の施行に係る行為
 - (11) 国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条の2第1項の計画に基づき国有林野内において行う公衆の保健の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
 - (12) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業（水面の埋立て及び干拓を除く。）の施行に係る行為
 - (13) 地方公共団体又は農業、林業若しくは漁業を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）
 - (14) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の新築、改築、増築若しくは移転（駅、操車場、車庫その他これらに類するもの（以下「駅等」という。）の新築、改築、増築又は移転を除く。）又は管理に係る行為
 - (15) 鉄道事業者（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項に規定する鉄道事業

者をいう。)が行う鉄道事業(同法第2条第1項に規定する鉄道事業をいう。以下この号において同じ。)又は索道事業者(同法第34条の2第1項に規定する索道事業者をいう。)が行う索道事業(同法第2条第5項に規定する索道事業をいう。)で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の新築、改築、増築若しくは移転(鉄道事業にあつては、駅等の新築、改築、増築又は移転を除く。)又は管理に係る行為

- (16) 軌道法(大正10年法律第76号)による軌道の敷設(駅等の新築、改築、増築又は移転を除く。)又は管理に係る行為
- (17) 海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設の新設、改良、災害復旧又は管理に係る行為
- (18) 航路標識法(昭和24年法律第99号)第1条第2項に規定する航路標識の設置又は管理に係る行為
- (19) 港則法施行規則(昭和23年運輸省令第29号)第20条の2に規定する信号所の設置又は管理に係る行為
- (20) 航空法施行令(昭和27年政令第421号)第3条各号に掲げる航空保安施設で、公共の用に供するもの又は航空法(昭和27年法律第231号)第96条第1項の規定による指示に関する業務の用に供するレーダー若しくは通信設備の設置又は管理に係る行為
- (21) 気象、海象、地象、洪水その他これらに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- (22) 漁港施設(漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設をいう。以下この号において同じ。)(同条第1号並びに同条第2号イ及びロに掲げる施設に限る。)の新築、増築、改築若しくは補修又は漁港施設の管理に係る行為
- (23) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する港湾施設(同項第1号から第5号までに掲げる港湾施設に限る。以下この号において同じ。)及び同条第6項の規定により港湾施設とみなされた施設の新築、増築、改築若しくは補修又は管理に係る行為
- (24) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の新築、改築、増築若しくは移転又は管理に係る行為
- (25) 認定電気通信事業の業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の新築、改築、増築若しくは移転(前条第2項第6号に掲げるものを除く。)又は管理に係る行為
- (26) 放送法第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の新築、改築、増築若しくは移転又は管理に係る行為
- (27) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物(発電事業用の電気工作物を除く。)の設置又は管理に係る行為
- (28) ガス工作物(ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第13項に規定するガス工作物をいい、液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物(圧縮天然ガスに係るものを除く。))を除く。)の設置又は管理に係る行為
- (29) 水道事業(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業をいう。)、水道用水供給事業(同条第4項に規定する水道用水供給事業をいう。)若しくは工業用水道事業(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第4項に規定する工業

用水道事業をいう。)の用に供する施設又は下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第2号に規定する排水管若しくはポンプ施設の設置又は管理に係る行為

(30) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第14号に規定する信号機の設置又は管理に係る行為

(31) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

(32) 和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号)第3条第1項の規定により指定された和歌山県指定文化財の保存に係る行為

(33) 和歌山市文化財保護条例(昭和41年条例第16号)第3条第1項の規定により指定された和歌山市指定文化財の保存に係る行為

(34) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和42年法律第103号)第3条第1項の規定による保全区域整備計画に基づく事業の執行に係る行為

(35) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園(同条第3項各号に掲げるものを除く。)又は同条第2項に規定する公園施設の設置又は管理に係る行為

(36) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第6号に規定する公園事業又は同条第4号に規定する都道府県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為

(37) 鉱業法(昭和25年法律第289号)第3条第1項に規定する鉱物の掘採に係る行為(風致地区の種別等)

第4条 風致地区の種別は、第1種風致地区、第2種風致地区、第3種風致地区及び第4種風致地区とし、その区域は、市長が指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により風致地区の種別の区域を指定したときは、これを告示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(許可の基準)

第5条 市長は、第2条第1項第1号に掲げる行為が次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 建築物(仮設の建築物及び地下に設ける建築物を除く。以下この号において同じ。)の新築又は増築において、当該建築物が次に掲げる基準に適合すること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

ア 当該建築物(増築にあっては、当該増築後の建築物。イからエまでにおいて同じ。)の高さが、別表の第1欄に掲げる風致地区の種別の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる高さを超えないこと。ただし、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実に認められる場合においては、この限りでない。

イ 当該建築物の建ぺい率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。)が、別表の第1欄に掲げる風致地区の種別の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる割合を超えないこと。

ウ 当該建築物の敷地のうち、道路(建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項に規定する道路(同条第2項及び第4項の規定により同条第1項の道路とみなされた道を含む。)をいう。以下この号及び次項において同じ。)に接する部分にあっては、外

壁（外壁又はこれに代わる柱の面をいう。以下同じ。）から道路の境界線（同条第2項、第3項又は第5項の規定によって道路の境界線とみなされる線を含む。次項及び別表において同じ。）までの距離が、別表の第1欄に掲げる風致地区の種別の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる距離以上であること。

エ 当該建築物の敷地のうち、道路に接する部分以外の部分にあっては、外壁から敷地の境界線までの距離が別表の第1欄に掲げる風致地区の種別の区分に応じ、同表の第5欄に掲げる距離以上であること。

オ 当該建築物の位置、形態及び意匠が、新築又は増築が行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

カ 当該建築物の敷地について、緑化率（木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地につき規則で定めるところにより算定した面積の当該建築物の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）が、別表の第1欄に掲げる風致地区の種別の区分に応じ、同表の第6欄に掲げる割合以上であること。

(2) 仮設の建築物の新築又は増築において、当該仮設の建築物が次に掲げる基準に適合すること。

ア 当該仮設の建築物（増築にあっては、当該増築の部分）の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

イ 当該仮設の建築物（増築にあっては、当該増築後の仮設の建築物）の位置、規模、形態及び意匠が、新築又は増築が行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(3) 地下に設ける建築物の新築又は増築において、当該地下に設ける建築物（増築にあっては、当該増築後の地下に設ける建築物）の位置及び規模が、新築又は増築が行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(4) 建築物の改築において、当該改築後の建築物の形態及び意匠が、改築が行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

2 市長は、第2条第1項第2号に掲げる行為が次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 当該移転後の建築物の敷地のうち、道路に接する部分にあっては、外壁から道路の境界線までの距離が、別表の第1欄に掲げる風致地区の種別の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる距離以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(2) 当該移転後の建築物の敷地のうち、道路に接する部分以外の部分にあっては、外壁から敷地の境界線までの距離が、別表の第1欄に掲げる風致地区の種別の区分に応じ、同表の第5欄に掲げる距離以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(3) 当該移転後の建築物の位置が、移転が行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

3 市長は、第2条第1項第3号に掲げる行為が次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 工作物（仮設の工作物及び地下に設ける工作物を除く。以下この号において同じ。）の新

築、改築、増築又は移転において、当該工作物が次に掲げる基準（改築又は移転にあつては、イに掲げる基準に限る。）に適合すること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

ア 当該工作物（増築にあつては、当該増築後の工作物）の高さが、別表の第1欄に掲げる風致地区の種別の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる高さを超えないこと。ただし、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実に認められる場合においては、この限りでない。

イ 新築又は増築にあつては当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、改築にあつては当該改築後の工作物の形態及び意匠が、移転にあつては当該移転後の工作物の位置が、新築、改築、増築又は移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(2) 仮設の工作物の新築又は増築において、当該仮設の工作物が次に掲げる基準に適合すること。

ア 当該仮設の工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

イ 当該仮設の工作物の位置、規模、形態及び意匠が、新築又は増築が行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(3) 地下に設ける工作物の新築又は増築において、当該地下に設ける工作物（増築にあつては、当該増築後の地下に設ける工作物）の位置及び規模が、新築又は増築が行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

4 市長は、第2条第1項第4号に掲げる行為において、当該変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないことを認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

5 市長は、第2条第1項第5号に掲げる行為が次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 宅地の造成等にあつては、緑化率が、別表の第1欄に掲げる風致地区の種別の区分に応じ、同表の第6欄に掲げる割合以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(2) 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(3) 面積が1ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、次に掲げる行為を伴わないこと。ただし、アに掲げる行為にあつては、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

ア 高さが3メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土

イ 面積が1ヘクタール以上ある森林のうち、風致の維持上特に必要であるものとしてあらかじめ市長が指定したものにおける木竹の伐採

(4) 面積が1ヘクタールを越えない宅地の造成等で前号アに規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

(5) 土石の類の採取にあつては、次のいずれにも適合すること。

ア 露天掘りでない方法によること。ただし、埋戻し、植栽その他の措置により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合にあつては、この限りでない。

イ 採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

6 市長は、第2条第1項第6号に掲げる行為が次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 適切な植栽を行うものであること等により水面の埋立て又は干拓後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

(2) 当該水面の埋立て又は干拓に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

7 市長は、第2条第1項第7号に掲げる行為が次の各号のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないと認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 建築物等の新築、改築、増築若しくは移転又は宅地の造成等をするために必要な最小限度のものであること。

(2) 森林における木竹の択伐

(3) 森林(第5項第3号イに規定する市長が指定した森林を除く。)における木竹の皆伐にあつては、伐採後の成林が確実であると認められるものであり、かつ、伐採区域の面積が1ヘクタールを越えないこと。

8 市長は、第2条第1項第8号に掲げる行為が堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないと認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

9 市長は、第2条第1項の許可に風致の維持上必要な条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

(地位の継承)

第6条 第2条第1項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

2 第2条第1項の許可を受けた者から当該許可を受けた行為を行う権原を取得した者は、当該許可を受けた者の地位を承継することができる。

3 第1項の規定により地位を継承した者又は前項の規定により地位を承継しようとする者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(監督処分)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、風致を維持するために必要な限度において、第2条第1項の許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者

(2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくは行った

者

(3) 第5条第9項の規定により第2条第1項の許可に付された条件に違反している者

(4) 偽りその他不正の手段により、第2条第1項の許可を受けた者

2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ告示しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査等)

第8条 市長は、前条第1項の規定により必要な措置をとることを命じる場合に必要な限度において、次に掲げる者に対して、必要な報告を求めることができる。

(1) 第2条第1項の許可を受けた者

(2) 第2条第1項の許可に係る工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくは行った者

2 市長は、前条の規定による処分又は命令を行うために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に当該土地に立ち入らせ、その状況を調査させ、又は第2条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させることができる。

3 前項の規定により立入調査又は立入検査をする職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査又は立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第10条 第7条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、500,000円以下の罰金に処する。

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

(1) 第2条第1項の許可を受けることなく同項各号に掲げる行為をした者

(2) 第5条第9項の規定により第2条第1項の許可に付された条件に違反した者

(両罰規定)

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に、風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年和歌山県条例第22号。次項において「県条例」という。）の規定によりなされた許可その他の行為及び申請その他の手続は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行前に、県条例の規定による許可の申請をした者の当該申請に係る許可の基準

については、第5条の規定にかかわらず、県条例の規定の例による。

別表（第5条関係）

風致地区 の種別	高さ	建ぺい率	外壁から道路 の境界線まで の距離	外壁から敷地 の境界線まで の距離	緑化率
第1種風致地 区	8メートル	10分の2	3メートル	1.5メート ル	10分の4
第2種風致地 区	10メートル	10分の3	2メートル	1メートル	10分の3
第3種風致地 区	12メートル	10分の3	2メートル	1メートル	10分の3
第4種風致地 区	15メートル	10分の4	2メートル	1メートル	10分の2